

ロバート・グッдин－功利主義的社會設計

長谷部 恭男

■ 要約

ロバート・グッдинは、功利主義哲学の適用される場面は公共政策の選択の場であり、そうした範囲内では、功利主義に対する伝統的な批判はもはや妥当性を失うことを指摘する。また、個人間の効用比較の困難にかかわる問題も、制度設計を主要な課題とする功利主義にとっては、さして深刻な問題とはいえない。本稿は、彼の提唱する「公共哲学としての功利主義」の概要を述べるとともに、一つの応用問題として、外国人の人権に関する彼の議論を紹介する。

■ キーワード

功利主義、公共政策、外国人の人権、調整問題

はじめに

本稿は、ロバート・グッдинの功利主義理論を紹介することを目的とする。

グッдинはオーストラリア国立大学の社会科学研究所 (Research School of Social Sciences, Australian National University) の哲学教授の地位にある。『公共哲学としての功利主義』(Goodin [1995])、『政治道徳の動機づけ』(Goodin [1992])など多くの著書があり、制度設計に関する学際的な理論潮流に属する『制度設計の理論』(Goodin [1996])など編著も多い。

本稿では、このうち『公共哲学としての功利主義』、中でも彼の功利主義理論を鮮明に示す同名の第1章および国籍による権利保障の差異の問題を扱う第16章を中心に、彼の理論を紹介する。

I 功利主義と私的倫理

道徳理論としての功利主義の評判は、近年芳し

いとはいえない。それは、我々の道徳的直観に反する帰結を導く哲学であり、選好の満足やその計算にいそしむ品性の卑しい哲学であり、何より個々人にあまりに過大な要求、つまり一挙手一投足が果たして社会の最大幸福に貢献するかを常に吟味せよという要求を行う哲学であるとして批判されている。

グッдинによれば、こうした批判が生まれるのは、功利主義の本来の適用場面であるはずの公共政策の場ではなく、個人の私生活上の倫理について、功利主義を適用しようとするからである。ベンサムは、監獄の設計や憲法、刑法をはじめとする諸法典の立案に精力を注いだ。ミル親子もインド植民政策や婦人参政権問題など、公共政策について発言した。功利主義はそもそも公共政策上の問題については、社会全体の利益を考慮してそれを決定すべきことを提唱するものであった(pp. 11-12；以下、括弧内のページ数は『公共哲学としての功利主義』(Goodin [1995])のページ数を示す)。

功利主義について通常なされる批判をみても、

それが、功利主義を私的な倫理をつかさどる道徳理論として誤用することから生まれるものであることが分かる。まず、功利主義が、個人としてのコミットメントや個人的な愛着などを考慮にいれない、誰のどこからでもない視点 (view from nowhere) から物事を見ようとする哲学だという批判がある。確かにその通りである。個人の私的な倫理について考える場合、こうした視点から判断を下すことは、非人間的な態度や行為を導くものとして批判されるべきであろう。しかし、例えば公務員や政治家がその役職を果たそうとするとき、さらには、個人であっても公共的問題の審議や決定に参加する市民として行動するときには、個々人の特殊なコミットメントや愛着は、むしろ妨げになる。こうした特定の利害にとらわれず、特定の誰でもない立場から社会全体の利益の所在を明らかにしようとする態度こそが要求されるはずである (pp. 8-9)。

功利主義が、常にいかなる帰結が生ずるかを念頭に置いて冷徹な計算を行う哲学だという批判も同様である。個人の私的な生活空間では計算高い(calculating)ことはマイナスに評価されてしかるべきである。自己にとっての結果の計算を超えて、倫理的義務に忠実である人が高く評価されることも多いであろう。しかし、公務員や政治家にとって、結果を常に意識し、何が起こりそうかを冷静に見通すことは、第一の義務である。彼らは常に結果に責任を負っているのであって、いかなる心情で行動したか、あるいはいかなる義務規範に従ったかは二の次の問題である (pp. 9-10)。

功利主義が、心理的な幸福や選好の満足などの最大化を追求する低俗な(crass)哲学であるという批判も、以上の批判と関連している。功利主義者としては、最大化を追求する対象に高尚なものを織り込むことで対処することももちろんできるが、むしろ、私生活にとっては低俗といえるような態度も、公共的な問題を処理する場合には適切な態度といえ

るのだという応答を行うべきである。「そんなことをして何の役に立つのか」という質問は、確かに個人の生活を精神的に貧しくするものかもしれない。しかし、コストばかりかかるて何の役にも立たないことを公共政策として決定することは、宗教戦争を遂行することと同様、全くの誤りである (pp. 10-11)。

II いかなる功利主義か?

さて、こうした功利主義の適用場面を公共政策の審議と決定の場面に限定したグッдинは、次いで、いかなる功利主義を選ぶべきかという問題に進む。功利主義には、さまざまなヴァリエーションがある。

まず、最大化を追求する対象は何であるべきかという論点がある。ベンサムは快楽から苦痛を差し引いた心理的幸福こそが最大化の対象であるとした。しかし、人々が満足を得るのは、必ずしも心理的な快楽を生み出すものとは限らないことが指摘されると、選好の満足こそが最大化の対象だとする選好功利主義 (preference utilitarianism) が現れる。さらに、人々は現に認識していないものからも満足を得ることがあることが指摘されると、そうした潜在的な選好まで対象を広げた福祉功利主義 (welfare utilitarianism) が提唱されるようになる。資源(resources) や基本的能力(basic capabilities) の最大化を提唱する理論はこの中に含まれる。グッдинは、このうち、最後の福祉功利主義を選択する。批判を通じて洗練を重ねてきた結果の理論が福祉功利主義である以上、この選択は自然なものといえよう (pp. 12-13)。

次に問題となるのは、誰の福祉を最大化するかである。可能ならゆる人々か、現に生存している人々か。ベンサムの指導理念に従って可能なあらゆる人々の選好を最大化する試みが、人口爆発という悲惨な結果を導くことは夙に指摘されている。他方、現に生存している人々が現に抱いてい

る選好のみを念頭に置いたのでは、社会の現状をより良くしていくという方向は生み出しえなくなる。グッдинは、そこで現に生存している人々の潜在的なものをも含めた選好の最大化、つまり福祉の最大化を目指すべきだとする(pp. 14–16)。

最後に、行為功利主義かルール功利主義か、あるいは動機付けの構造(motivational structure)に着目する功利主義かという周知の選択がある。首尾一貫しようとする限り、行為功利主義をとらざるをえないという強力な議論が提示されている。ルールや動機付けの構造に着目する議論は、特定のルールや動機付けの構造を選ぶことで、最終的には福祉の最大化を導く行動を人々がとるようにすることを狙いとしている。そうである以上、問題となるルールや動機付けの構造にもとづく行為と、端的に福祉の最大化をもたらす行為とが異なる場合に、後者をとるべきことは明らかであるように見えるからである。

しかし、グッдинは、この問題設定は非現実的であると指摘する。極めて多数の人々が行う極めて多数の行為について、それぞれが福祉の最大化に貢献するか否かを厳密に予測することは不可能である。情報の収集と処理の能力が限定されている現実の世界では、行為功利主義者は、社会の福祉の最大化に端的に貢献すると自分が考える行為をとるべきでないかもしれない。個々の行為が社会の福祉の最大化に貢献するためには、それらが十分に調整(co-ordinate)されている必要がある。そのためには、公的な、誰にも分かるルールに従うことがよりよい選択といえる。もちろん、ある特定のルールに従うことが、明らかに邪悪な結果をもたらすことが予見される場合には、当然それに違背することが、功利主義にかなうであろう(pp. 16–18)。

III 個人間の比較

最後に残るのが、個人間の比較の不可能性と

いう問題である。我々は、他人がどのように感じているか、どのような選好を持っているのか、どのような資源を潜在的に欲しているのかを本当に理解することはできない。このため、個人間の効用の比較は不可能である。こうした批判が功利主義に対して伝統的ななされてきた。厚生経済学者が、極めて弱い比較の基準であるパレート基準に依拠してきたのもそのためである。しかし、パレート基準は、それがあまりにも弱い基準であり多くの選択肢の優劣をつけられないこと、本質的に保守的な基準であることなど、多くの欠点がある。この欠陥を補うために、カルドア＝ヒックスの仮想補償基準やロールズの基本財(primary goods)の概念、センの潜在能力(capabilities)の概念など、それを乗り越えようとするさまざまな提言がなされてきた。

グッдинは、こうした個人間の比較を行おうとする方向を適切なものだと考える。個人間の効用比較に関する批判が典型的に当てはまるのは、古典的な心理的功利主義にとどまる。抽象化されたレベルでも他人の効用は分からぬという主張は、我々は他人の心に入り込むことができないのに、それでも他人の言うことが理解できるというごく日常的な経験と衝突する。所詮、我々が行うことのできる効用計算は大雑把なものであって、その計算の基礎としては、他人も大体のところは自分と同じような存在であろうという大雑把な想定で十分である。たとえ、功利計算の結果があややなものであったとしても、公共的な議論の素材を提供することは少なくともできる(pp. 19–21)。

個人間の効用の比較にもとづく功利主義の計算が、人々の道徳的直観に反する極めて邪悪な結論を正当化するという批判もしばしばなされる。たしかに、こうした大雑把な計算の結果、キリスト教徒を毛嫌いするローマ市民を喜ばせるためにキリスト教徒をライオンに食べさせたり、通りがかりの人を捕まえてその臓器を複数の患者に移植したりという決定が正当化されるかもしれない。

しかし、グッдинの考えでは、功利主義の適用場面を公共政策の決定に限定することで、こうした批判を回避することができる。公共政策の対象は、制度や長期的な政策の選択など、誰の目にも明らかで、しかもその効果が永続する選択である。個別の場面における特殊な行為の選択が問題となるわけではない。こうした公共政策上の選択にあたって想定すべきなのは稀にしか起こらないであろうような特殊な事例ではなく、しばしば、しかも長期にわたって発生するであろうような標準的な事例である。多数者の選好を満足させるために少数者の基本的な利益を侵害するという、功利主義への反証として提示される事例の多くは、そうした行為を行っていることが公にならない限りでしか行われえないであろう。少数者がそうした目に遭っていることが公知の事実となったとき、多数派に属する者は「次は自分の番かも」と思うはずである(pp. 22-23)。

功利主義が人々が別個の存在であること (separateness of persons) を軽視しているという批判は妥当なものとはいえない。まず、功利主義は、各個人が別個の価値の帰属点 (locus of value) であることを認識している。各人は一人に、そして一人にのみ数えられる。そして、第二に、人はおおむね同じような存在であるという経験的な想定と境界効用は通減するものだというやはり一般的な想定とは、人々を平等に扱うべきだという帰結を導く。功利主義が、特定の人々を多数者のために犠牲にする本性を有する哲学だという批判は当を得ていない(p. 23)。

IV 具体的問題への応用

『公共哲学としての功利主義』におけるグッдинの狙いは、以上で説明したような功利主義理論が、公共政策の決定にいかに役立つかを具体的に示すことである。彼は、法的責任の配分(第5～7章)、

最低所得の保障や生活レベルの激変を緩和する所得再分配政策(第12～15章)、地球温暖化の防止(第18章)などについて、功利主義がいかなる政策上の助言を与えることになるかを示す。「どこからでもない視点」から下されるその助言は、読者に鮮やかな見通しを示すものが多い。

筆者の専門である憲法学の観点から見て特に関心を覚えるのは、第16章で扱われている外国人と国民との権利保障の差異の問題である。自国民の権利を外国人の権利より厚く保護するのは当然だという判断は、「どこからでもない視点」からのものではありえない。特に、人であれば誰もが当然に享有するはずの「人権」について、その保護の程度を国籍の有無によって区別することがなぜ正当化されるのかは、憲法学では「外国人の人権」というテーマで論じられる重要な問題である。グッдинは、この困難な問題を、万人が等しく有するはずの権利を効果的に保障するために、保護の管轄権が国際的に調整(co-ordinate)された結果として説明する。以下では、このグッдинの議論を簡単に紹介する。

V 普遍的義務と特殊な義務

権利、義務には人一般について普遍的に妥当するものと特別な関係にある人々の間でのみ妥当するものとがある。「汝、人を殺すなかれ」という格言に示される義務は普遍的な義務の例である。親族間の扶養義務、教師が生徒に対して負う教育上の配慮義務は、相手と自分との特殊な関係の故に負う義務の例である。デレク・パーフィットが指摘するように、我々が日常的に想起し遂行する義務の多くは、我々が特定の関係に立つ人々、つまり、子供、親、友人、恩人、生徒、患者、依頼人、同僚、同胞市民などに対する義務からなっている¹⁾。日常的な道徳観からすれば、これら特定の関係に立つ人々に対して我々が負う義務は、見知らぬ人々に

対して我々が負う普遍的な義務に優先する。

グッдинが指摘するように、同胞市民(fellow-citizens)に対する義務は、特殊な義務の例である(p. 265)。我々が、同国人に対して負う義務と外国人に対して負う義務は異なると考えられている。日本の憲法学では、この問題は、外国人に保障される権利の範囲と程度という形であらわれる。

伝統的な憲法学上の議論の仕方によれば、「参政権のように、その性質上国民にのみみとめられるべきものは別として、原則として」、外国人についても憲法上の権利は保障される²⁾。その前提には、いやしくも人たることにより当然享有する人権は、外国人も当然享受するはずだという想定がある³⁾。憲法上の権利の多くが、人である以上は普遍的に保障される権利であれば、それを保障し、侵害を加えないよう努めるのは普遍的な義務である。日本人たる有権者が最終的には発言権を持つ形で構築し、運営する権利保障のシステムは、外国人に対しても普遍的な権利はこれを保障するものでなければならないはずである。

しかし、日本の判例は必ずしもこうした立場を貫いてはいない。いわゆるマクリーン事件の最高裁判決は、「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」であるとの一般論を述べた上ではあるが、「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、…外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」とする。そして外国人は、「在留期間中の憲法の基本的人権の保障を受ける行為を在留期間の更新の際に消極的事情としてしんしゃくされないことまでの保障が与えられているものと解することはできない」。なぜなら、外国人には原則として入国の自由がなく(つまり、日本国として外国人を受け入れる義務はなく)、したがっていったん入国した外国人にも引き続き在留する権利はないからである⁴⁾。外国人に原則とし

て入国の自由がなく、いったん入国した外国人にも在留しつづける権利がないことについては、日本の学説も一般的に同意している⁵⁾。

外国人に日本に入国・在留する権利はなく、したがって入国・在留に条件を付すという形で在留外国人の憲法上の権利を自由に制限でき、在留期間更新の際には、政治的表現活動など、人権として典型的に保障されているはずの活動を消極的事情としてしんしゃくしうる。だとすれば、そもそも憲法は普遍的な「人権」を保障していると想定してよいのかという疑問さえ生じかねない。憲法は、人である以上、当然に保障すべき権利をすべての人々に保障しようとしているわけではなく、もともと同国人という特定の人々の権利のみを保障しようとするものであり、その上で、こうした権利の保障をどこまでそれ以外の人々に拡張して適用することが可能かという問題が学説や判例によって議論されてきたのではなかろうか。出発点がこのように設定されているのであれば、実は、参政権など、「権利の性質上日本国民のみをその対象としている」と解されるもの」と、それ以外の外国人にも等しく保障されるはずの権利との違いは、程度の差にすぎない⁶⁾。

VI 相互扶助組織としての国家

普遍的であるはずの人権を同国人のみに保障すべき権利であるかのように扱うことを正当化する議論としてよく引き合いに出されるのは、社会契約のアナロジーに即した以下のようなものである(pp. 277-78)。

国家とは一種の相互扶助組織であり、国民は相互扶助の契約を結んだそのメンバーであって、一定の義務を果たし、メンバー全員の利益の向上に貢献する者のみが、それに見合った権利の保障を認められる。普遍的に認められるべき人権は、それ自体としては抽象的権利にすぎない。その実効的な保障には、権利侵害にかかる紛争を公正

に裁定し、それを効果的に執行するメカニズムが必要である。さらに、単に精神活動の自由や経済活動の自由を抽象的に享有するだけではなく、それを生かして実際に精神活動や経済活動を行うためには、それを可能にするさまざまな社会制度の整備が必要である。こうした紛争の裁定や制度整備を行うのが国家の役割である。国家の設立と維持にはそれを支える人々の貢献が必要となるが、人々がこうした貢献をするのは、少なくとも長期的に見れば、こうした貢献が各人の権利の実効的な保障につながり、各人の利益にかなうからである。つまり、最終的な差引勘定では、すべてのメンバーがプラスの利得を手にするはずであるからこそ、人々は国家という相互扶助組織を構築し、その運営に協力する。

国家がこうした役割を期待され、それに応じて機能するものである以上、国家が第一義的に保障する義務を負うのはそのメンバー、つまり国民の権利である。人が、生来、抽象的に享有するその権利を具体的・実効的に保障してほしいのであれば、いずれかの国家に所属し、その運営に協力すべきであって、自分がそのメンバーではない国家のサービスを享受しようとするのは筋違いである。したがって、普遍的な権利であるはずの人権を、各国があたかも同国人のみに認められる権利であるかのように扱うことには、相応の理由があることになる。また、この考え方からすれば、相互扶助組織の運営に参加する権利、つまり参政権も、原則として同国人にのみ認められることになるであろう。

こうした議論には、ある程度の説得力はあるものの、グッデンは、これで各国の実定制度が十分に説明できるとはいえないとする。この議論では、定住外国人のように、日本人とほとんど変わらずに納税し、法令に従った義務を果たしている人々に、なぜそれに見合う権利を保障しないのかを説明することが難しい。最終的な差引勘定において、すべてのメンバーのプラスになるような人であれ

ば、こうした人もメンバーとして認め、参政権を含めてメンバーに即した貢献を求める代わりに、社会保障を含めてメンバーに与えられるべきサービスも提供するのが自然な考え方である(p. 278)。

他方で、こうした考え方からすると、生まれながらにして重度の障害を負っている人のように、長期的に見てすべてのメンバーの利益に貢献することがさして期待できない人々については、国籍にかかわらず最初から貢献を求めない代わりに権利保障のサービスも提供すべきでないという結論が導かれかねないが、こうした結論は我々の常識にも反するし、各国の制度とも一致しない(p. 278)。

VII 調整問題を解決する標識としての国籍

グッデンが提示する解決策は次のようなものである(pp. 280ff.)。我々が同胞市民に対して負っている権利保障の義務は、そもそもすべての人がすべての人に対して負っている普遍的義務に由来するもので、本来、特定のメンバー間についてのみ認められるものではないが、ただ、その効果的な実現のために、特に同国人の間で便宜的に認められるものである。本来は普遍的に妥当する義務であるが、それをすべての人がすべての人に対して遂行しようとするよりは、特定の人のみが特定の人のみに対してその義務を遂行することとした方が、より効果的に義務が遂行でき、したがって権利も効果的に実現する状況は少なくない。たとえ普遍的な義務であっても、ある人がその義務を果たしてしまえば、ほかの人が同じ義務を遂行しようと/orもはや無駄であり、かといって、誰かほかの人がどうせ果たすであろうという理由で誰もが放置していると、誰もなすべき義務を果たさないという状況である。こうした状況は一種の調整問題(co-ordination problem)であり、この問題は、当該義務を果たすべき者をあらかじめ特定することで解決することができる(pp. 31-37)。

例えば、海水浴場で誰かが溺れそうになっているとき、本来は、その場にいるすべての人に救助義務があるはずだが、すべての人が一斉に救助に赴くと無用の混乱が生じ、かえって多くの人命が失われるおそれさえある。かと言って、誰かが助ければそれで済むことだとすべての人が考えるならば、誰も助けに行かないおそれもある。こうした場合、あらかじめ指定されたライフ・セーバーが救助に赴くこととすることで効果的に救助活動を遂行することができる。入院患者を誰が診療すべきかという問題も同様で、患者を治療する義務はすべての医師が負うはずであるが、すべての医師がすべての患者の診療を交代で行うこととするよりは、特定の患者について担当の医師を指定して各患者の健康回復に努める方が効果的であろう(pp. 281-83)。

国籍も似た機能を果たすと考えることができる(pp. 283-85)。国家が提供するさまざまなサービス、そしてそれにかかるコストを分担する義務は、そもそもはあらゆる人があらゆる人に対して負っている普遍的な権利や義務のあらわれであるが、それを効果的に実現するためには、それぞれの属する国民同士について認めることができ、少なくとも第一次的には適切である。この考え方からすれば、なぜ、われわれが先天的な障害者に対しても同胞として一定の義務を負うのかが説明できるし、また外国人の権利を保障すべき責任が、第一次的には当該外国人が属する国家にあることも説明が可能である。これに対して、例外的に、例えば定住外国人が居住する国の租税を負担するのは、治安の維持、外交・防衛、交通網の整備など、居住国が提供するサービスをたまたま享受しているからという特別の事情で説明することになるであろう。

こうした考え方からすれば、国籍は、普遍的に保障されるべき権利を効果的に保障すべく、それを保障する任務を負う者をあらかじめ指定するための、つまり、国際的な調整問題を解決するための標識として用いられていることになる。地球上

で暮らす数多くの人々のうち、所与の人々について生来の人権を保障し、自由に幸福を追求しうる環境を整える責務を第一次的に負うのがどの政府であるかを指定するための便宜的な物差しとして国籍は用いられているわけである。複数の国籍を同時に保持する者が事実上、圧倒的に少数である世界では、国籍をこうした標識として用いることには十分な理由がある。ライフ・セーバーの比喩を延長して言えば、広大な海水浴場を何人かのライフ・セーバーが分担しているとき、分担する仕方として、それぞれが特定の集団を受け持つこととしている状況と似ている。

VIII むすび

筆者は、ここで紹介したグッдинの議論は、日本国憲法下での「外国人の人権」問題に対処する上でも有効な視点を提供するものだと考える。この考え方からすれば、同国人の権利保障を第一に考え、外国人の権利保障は在留制度の枠内でのみ考えるという現在の通説・判例の態度は、憲法上の権利保障が同胞市民同士という特別の関係にもとづく義務だからという理由ではなく、とりあえず国籍を標識として権利を保障する相手方を選別することで、国際社会全体としては、より効果的に普遍的に保障されるべき権利を各人に保障しうるからという理由で根拠付けられることになる。

本稿で描いた国籍の役割論と類似した議論として、国境の意義に関するジョン・ロールズの議論がある。彼によれば、現在の国境の線引きは歴史的偶然による恣意的なものに見えるが、それにもかかわらず、ともかく特定の領土とその住民について誰が責任を持って配慮するかが決定されていることには意味がある。これは、ある財産についてそれが劣化しないように配慮するよう、財産権者が誰かが定まっていることと同様である。ある国民がその領土や人口について適切な配慮をしない場

合、任意に戦争で領土を獲得したり、他国に移住したりすることは許されない。それが許されるのであれば、いずれの政府も自国の領土や住民について適切な配慮をしようとはしなくなるおそれがある。線引きが恣意的であることは、それが正当化されえないことを意味しないわけである⁷⁾。

「外国人の人権」の問題に関心のある方は、より詳細にこの問題を検討する拙稿⁸⁾をご参照いただきたい。

注

- 1) Parfit [1984] p. 95; 邦訳133～134ページ。
- 2) 宮沢・芦部 [1978] 187ページ。
- 3) 最判1950(昭和25)年12月28日民集4巻12号683ページ参照。
- 4) 最大判1978(昭和53)年10月4日民集32巻7号1223ページ。
- 5) 伊藤 [1995] 365ページ、芦部 [1994] 121～129ページ、樋口 [1994] 189ページ〔佐藤幸治執筆〕、樋口 [1998] 180ページなど。国際法学者の見解として、山本 [1997] 515ページ参照。
- 6) 安念潤司が示唆するように、あらゆる人に国内でいかなる活動を行うかを顧慮しないで入国・在留の自由を認める制度は「ほとんど戦慄すべきもの」であって、現実に実施しうるとはにわかには考えにくい(安念 [1993] 180ページ)。つまり、現実に実施可能なのは、いずれの国においても、同国人をまずは権利主体として想定し、次いでその保護範囲をどこまで拡張しうるかを考えるアプローチのみである。したがって、普遍的であるはずの人権を保障する義務は、具体的な実施のレベルでは同国人の権利のみを保障

すべき特殊な義務を核心とすることになる。なお、日本国憲法第三章は、その表題が示す通り、国民に対してのみ権利を保障しているとする説として、小嶋 [1987] 156～157ページ参照、同旨の最近の文献として、高橋 [1999] 85ページ以下がある。

- 7) Rawls [1999] pp. 8 & 38-39.
- 8) 長谷部 [2001] 387ページ以下。

参考文献

- Goodin, Robert. 1992. *Motivating Political Morality*. Blackwell.
- Goodin, Robert. 1995. *Utilitarianism as a Public Philosophy*. Cambridge University Press.
- Goodin, Robert, ed. 1996. *The Theory of Institutional Design*. Cambridge University Press.
- Parfit, Derek. 1984. *Reasons and Persons*. Oxford University Press; 邦訳『理由と人格』森村進訳(勁草書房, 1998)
- Rawls, John. 1999. *The Law of Peoples*. Harvard University Press.
- 芦部信喜 1994『憲法学I』有斐閣
- 安念潤司 1993「『外国人の人権』再考」芦部信喜先生古稀記念『現代立憲主義の展開』上巻 有斐閣
- 伊藤正己 1995『憲法〔第三版〕』弘文堂
- 小嶋和司 1987『憲法概説』良書普及会
- 高橋正俊 1999「外国人の基本的人権保障の対象性」新幸他編『公法の思想と制度』信山社
- 長谷部恭男 2001「外国人の人権に関する覚書—普遍性と特殊性の間」塩野宏先生古稀記念『行政法の発展と変革』上巻 有斐閣
- 樋口陽一他 1994『注解法律学全集憲法I』青林書院
- 樋口陽一 1998『憲法〔改訂版〕』創文社
- 宮沢俊義・芦部信喜 1978『全訂日本国憲法』日本評論社
- 山本草二 1997『国際法〔新版〕』有斐閣
(はせべ・やすお 東京大学教授)